

平成31年第1回（3月）上越市議会定例会

農政建設常任委員会資料

案件番号	案 件 名	提 出 課	ページ
議案第23号	平成30年度上越市水道事業会計補正予算 (第2号)	総務課	1~2
議案第36号	上越市ガス供給条例の一部改正について		3~6
議案第37号	上越市水道事業給水条例の一部改正について		7~11
議案第38号	上越市液化石油ガス供給条例の一部改正について		12
議案第39号	上越市水道用水供給事業給水条例の一部改正について		13
議案第40号	上越市工業用水道事業給水条例の一部改正について		14~15
議案第11号	平成31年度上越市ガス事業会計予算		16~54
議案第12号	平成31年度上越市水道事業会計予算		55~119
議案第13号	平成31年度上越市工業用水道事業会計予算		120~122

※新元号が未定であるため、改元が予定されている日以降の年についても「平成」により表記しています。

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第23号
提出課	総務課

平成30年度上越市水道事業会計補正予算（第2号）の概要

単位：千円

収益的収入及び支出		補正前	補正額	計
収入	1 水道事業収益	6,878,764	0	6,878,764
支出	1 水道事業費用	5,632,293	1,712	5,634,005
	3 営業外費用	478,016	1,712	479,728
	4 消費税及び地方消費税	157,249	1,712	158,961
	1 消費税及び地方消費税	157,249	1,712	158,961
収 支 差 引 (純 利 益)		1,246,471 (1,100,916)	△ 1,712 (0)	1,244,759 (1,100,916)

資本的収入及び支出		補正前	補正額	計
収入	1 資本的収入	859,506	0	859,506
支出	1 資本的支出	3,685,174	△ 23,112	3,662,062
	1 建設改良費	2,597,358	△ 23,112	2,574,246
	2 配水及び給水設備	2,271,142	△ 23,112	2,248,030
	9 導管本支管	1,909,115	△ 23,112	1,886,003
差 引 不 足 額		2,825,668	△ 23,112	2,802,556

【補正理由】

県道改良工事等の延期に伴い、水道管移設工事等の関連工事費を減額するもの

【補正内容】

収益的支出

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
その他営業外費用	174,313	1,712	176,025
増減内訳			
○ 補正に伴う消費税及び地方消費税の再計算 消費税及び地方消費税			1,712

資本的支出

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後						
◎ 経年管更新事業 (その他管路耐震化事業)	528,850	△ 13,500	515,350						
増減内訳									
○ 区画整理事業の工程変更に伴う水道管更新工事の減 導管本支管			△ 13,500						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>口径</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大字土橋地内</td> <td>φ 200mm</td> <td>L=100m</td> </tr> </tbody> </table>			施工箇所	口径	延長	大字土橋地内	φ 200mm	L=100m	
施工箇所	口径	延長							
大字土橋地内	φ 200mm	L=100m							

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後									
その他建設改良費	2,088,844	△ 9,612	2,079,232									
増減内訳												
○ 県道改良工事の延期に伴う水道管移設工事の減 導管本支管			△ 9,612									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>口径</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吉川区下町地内</td> <td>φ 100mm</td> <td>L=10m</td> </tr> <tr> <td>牧区宮口地内</td> <td>φ 30mm</td> <td>L=140m</td> </tr> </tbody> </table>			施工箇所	口径	延長	吉川区下町地内	φ 100mm	L=10m	牧区宮口地内	φ 30mm	L=140m	
施工箇所	口径	延長										
吉川区下町地内	φ 100mm	L=10m										
牧区宮口地内	φ 30mm	L=140m										

所 管 委 員 会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	議案第36号
提 出 課	総務課

上越市ガス供給条例の一部改正について

1 改正理由

本年10月からの消費税率の引上げを受け、都市ガス料金の額及び本支管等工事費の本市負担額を改定するほか、ガス事業のより一層の経営安定を図るため、原料価格の変動に伴う調整単位料金の上限額を本年5月から撤廃するなど、所要の改正を行うもの

2 改正内容

- (1) 調整単位料金の算定の基礎となる平均原料価格の上限額を削る。(第11条関係)
(2) ガス料金を次のとおり改定する。(第11条、別表第1関係)

(現 行)

使用量の区分	基本料金 (1月当たり)	従量料金	
		基準単位料金 (1m ³ 当たり)	調整単位料金 (1m ³ 当たり)
25 m ³ 以下	367.20 円 (340 円×1.08)	107.58 円 (99.62 円×1.08)	基準単位料金 ±0.074 円×原 料価格変動額 /100 円×1.08
25 m ³ 超 250 m ³ 以下	410.40 円 (380 円×1.08)	105.85 円 (98.01 円×1.08)	
250 m ³ 超	626.40 円 (580 円×1.08)	104.98 円 (97.21 円×1.08)	

(改定後)

使用量の区分	基本料金 (1月当たり)	従量料金	
		基準単位料金 (1m ³ 当たり)	調整単位料金 (1m ³ 当たり)
25 m ³ 以下	374.00 円 (340 円×1.10)	109.58 円 (99.62 円×1.10)	基準単位料金 ±0.074 円×原 料価格変動額 /100 円×1.10
25 m ³ 超 250 m ³ 以下	418.00 円 (380 円×1.10)	107.81 円 (98.01 円×1.10)	
250 m ³ 超	638.00 円 (580 円×1.10)	106.93 円 (97.21 円×1.10)	

※ 調整単位料金は、平均原料価格が基準平均原料価格を上回り、又は下回る場合に算定する。

- (3) 本支管等工事費の本市負担額を次のとおり改定する。(別表第5関係)

設置するガスメーターの 能力	ガスメーター1個につき本市の負担する金額	
	現 行	改定後
4 m ³ 毎時以下	220,320 円	224,400 円
6 m ³ 毎時	330,480 円	336,600 円
10 m ³ 毎時	550,800 円	561,000 円

16 m ³ 毎時	881,280 円	897,600 円
25 m ³ 毎時	1,377,000 円	1,402,500 円
40 m ³ 毎時	2,203,200 円	2,244,000 円
65 m ³ 毎時	3,580,200 円	3,646,500 円
100 m ³ 毎時	5,508,000 円	5,610,000 円
160 m ³ 毎時	8,812,800 円	8,976,000 円
250 m ³ 毎時	13,770,000 円	14,025,000 円
上記以外	能力に 55,080 円を乗じて 得た額	能力に 56,100 円を乗じて 得た額

- (4) 検針日が 3(1)の施行期日（以下「第 1 号施行日」という。）前の日である場合の料金の算定については、なお従前の例によることとする。（附則第 2 項関係）
- (5) 第 1 号施行日前から引き続くガスの使用者に係る第 1 号施行日の属する料金算定期間の料金は、当該料金算定期間の使用量を改正前の上越市ガス供給条例（以下「改正前条例」という。）の規定による料金及び改正後の上越市ガス供給条例（以下「改正後条例」という。）の規定による料金の適用日数に応じて按分し、それぞれの使用量で改正前条例別表第 2 及び別表第 3（日割計算表）の規定並びに改正後条例別表第 2 及び別表第 3 の規定を適用して算定した額の合計額とする^{あん}こととする。この場合において、改正前条例の規定による料金の適用日数に応じて按分された使用量に 1 未満の端数があるときは、当該端数を切り上げるものとし、改正後条例の規定による料金の適用日数に応じて按分された使用量に 1 未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする^{あん}こととする。（附則第 3 関係）
- (6) 3(2)の施行期日（以下「第 2 号施行日」という。）前から引き続くガスの使用者については、(2)の改正は、第 2 号施行日以後最初の検針日以後のガスの使用に係る料金から適用することとする。（附則第 4 項関係）
- (7) (3)の改正は、第 2 号施行日以後に完了する本支管及び整圧器の工事について適用することとする。ただし、平成 31 年 3 月 31 日までに締結した契約に基づき第 2 号施行日以後に完了する本支管及び整圧器の工事については、なお従前の例によることとする。（附則第 5 項関係）

3 施行期日

次に掲げる区分に応じ、次に定める日

- (1) 2(1)の改正並びに 2(4)及び(5)の規定 平成 31 年 5 月 1 日
- (2) 2(2)及び(3)の改正並びに 2(6)及び(7)の規定 平成 31 年 10 月 1 日

4 上越市ガス供給条例改正案新旧対照表

（下線部分及び太枠部分が改正箇所）

改 正 案	改 正 前
(単位料金の調整) 第 11 条 略 (1) 平均原料価格が基準平均原料価格を上回る場合 調整単位料金（1 立方メートル当たり）＝基準単位料金＋0.074 円×原	(単位料金の調整) 第 11 条 略 (1) 平均原料価格が基準平均原料価格を上回る場合 調整単位料金（1 立方メートル当たり）＝基準単位料金＋0.074 円×原

改正案

料価格変動額 / 100円 × 1.10

(2) 平均原料価格が基準平均原料価格を下回る場合

調整単位料金（1立方メートル当たり）＝基準単位料金－0.074円×原料価格変動額 / 100円 × 1.10

2 略

(1) 平均原料価格（1トン当たり） 関税法（昭和29年法律第61号）第102条第3項の規定により財務大臣が公表する統計の数量及び価額を基に算定した別表第1備考4の表の右欄に掲げる算定期間における1トン当たりの液化天然ガスの平均価格（以下「LNG平均価格」という。）及び1トン当たりのプロパンの平均価格（以下「LPG平均価格」という。）を基に次の算式により算定した額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入した額と_____する。）とする。

平均原料価格（1トン当たり）＝LNG平均価格×0.9771＋LPG平均価格×0.0474

(2)及び(3) 略

3 略

別表第1（第9条—第11条、第16条関係）

料金表

使用量の区分	基本料金 (ガスメーター1個につき1月当たり)	従量料金	
		基準単位料金 (1m ³ 当たり)	調整単位料金 (1m ³ 当たり)
25 m ³ 以下	374.00円	109.58円	第11条の規定により算定した額
25 m ³ 超 250 m ³ 以下	418.00円	107.81円	
250 m ³ 超	638.00円	106.93円	

備考 略

改正前

料価格変動額 / 100円 × 1.08

(2) 平均原料価格が基準平均原料価格を下回る場合

調整単位料金（1立方メートル当たり）＝基準単位料金－0.074円×原料価格変動額 / 100円 × 1.08

2 略

(1) 平均原料価格（1トン当たり） 関税法（昭和29年法律第61号）第102条第3項の規定により財務大臣が公表する統計の数量及び価額を基に算定した別表第1備考4の表の右欄に掲げる算定期間における1トン当たりの液化天然ガスの平均価格（以下「LNG平均価格」という。）及び1トン当たりのプロパンの平均価格（以下「LPG平均価格」という。）を基に次の算式により算定した額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入した額とし、5万6,140円を上限とする。）とする。

平均原料価格（1トン当たり）＝LNG平均価格×0.9771＋LPG平均価格×0.0474

(2)及び(3) 略

3 略

別表第1（第9条—第11条、第16条関係）

料金表

使用量の区分	基本料金 (ガスメーター1個につき1月当たり)	従量料金	
		基準単位料金 (1m ³ 当たり)	調整単位料金 (1m ³ 当たり)
25 m ³ 以下	367.20円	107.58円	第11条の規定により算定した額
25 m ³ 超 250 m ³ 以下	410.40円	105.85円	
250 m ³ 超	626.40円	104.98円	

備考 略

改 正 案		改 正 前	
別表第5（第25条関係） 本支管等工事費の本市負担額		別表第5（第25条関係） 本支管等工事費の本市負担額	
設置するガスメーターの能力	ガスメーター1個につき本市の負担する金額	設置するガスメーターの能力	ガスメーター1個につき本市の負担する金額
4 m ³ 毎時以下	224,400 円	4 m ³ 毎時以下	220,320 円
6 m ³ 毎時	336,600 円	6 m ³ 毎時	330,480 円
10 m ³ 毎時	561,000 円	10 m ³ 毎時	550,800 円
16 m ³ 毎時	897,600 円	16 m ³ 毎時	881,280 円
25 m ³ 毎時	1,402,500 円	25 m ³ 毎時	1,377,000 円
40 m ³ 毎時	2,244,000 円	40 m ³ 毎時	2,203,200 円
65 m ³ 毎時	3,646,500 円	65 m ³ 毎時	3,580,200 円
100 m ³ 毎時	5,610,000 円	100 m ³ 毎時	5,508,000 円
160 m ³ 毎時	8,976,000 円	160 m ³ 毎時	8,812,800 円
250 m ³ 毎時	14,025,000 円	250 m ³ 毎時	13,770,000 円
備考		備考	
1 略		1 略	
2 この表に定める能力以外のガスメーターに係る本市の負担額は、能力に <u>56,100円</u> を乗じて得た額（消費税等相当額を含む。）とする。		2 この表に定める能力以外のガスメーターに係る本市の負担額は、能力に <u>55,080円</u> を乗じて得た額（消費税等相当額を含む。）とする。	
3 略		3 略	

所 管 委 員 会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	議案第 37 号
提 出 課	総務課

上越市水道事業給水条例の一部改正について

1 改正理由

本年 10 月からの消費税率の引上げを受け、水道料金及び加入金の額を改定するほか、水道法施行令の一部改正を受け、水道の布設工事監督者等の資格要件を改めるなど、所要の改正を行うもの

2 改正内容

- (1) 布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件のうち、短期大学の卒業に専門職大学の前期課程の修了を含むこととし、布設工事監督者の資格要件のうち、技術士法第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者の選択科目から水道環境を削る。(第 18 条、第 19 条関係)
- (2) 水道料金の固定料金を次のとおり改定する。(第 29 条関係)

水道メーターの口径		月 額	
		現 行	改定後
使用水量 5 m ³ まで	13mm	1,209.60 円 (1,120 円×1.08)	1,232.00 円 (1,120 円×1.10)
	20mm	2,246.40 円 (2,080 円×1.08)	2,288.00 円 (2,080 円×1.10)
	25mm	2,354.40 円 (2,180 円×1.08)	2,398.00 円 (2,180 円×1.10)
	30mm	7,149.60 円 (6,620 円×1.08)	7,282.00 円 (6,620 円×1.10)
	40mm	27,691.20 円 (25,640 円×1.08)	28,204.00 円 (25,640 円×1.10)
	50mm	54,864.00 円 (50,800 円×1.08)	55,880.00 円 (50,800 円×1.10)
	75mm	55,944.00 円 (51,800 円×1.08)	56,980.00 円 (51,800 円×1.10)
	100mm	173,880.00 円 (161,000 円×1.08)	177,100.00 円 (161,000 円×1.10)
	150mm	176,796.00 円 (163,700 円×1.08)	180,070.00 円 (163,700 円×1.10)

- (3) 水道料金の従量料金を次のとおり改定する。(第 29 条関係)

使用水量	1 m ³ 当たり金額	
	現 行	改定後
6 m ³ から 10 m ³ まで	55.08 円 (51 円×1.08)	56.10 円 (51 円×1.10)
11 m ³ から 20 m ³ まで	168.48 円 (156 円×1.08)	171.60 円 (156 円×1.10)
21 m ³ から 30 m ³ まで	180.36 円 (167 円×1.08)	183.70 円 (167 円×1.10)

31 m ³ から 100 m ³ まで	208.44 円 (193 円×1.08)	212.30 円 (193 円×1.10)
101 m ³ 以上	253.80 円 (235 円×1.08)	258.50 円 (235 円×1.10)

(4) 公衆浴場の用に供する場合の従量料金を 1 m³当たり 70.20 円から 71.50 円に改定する。(第 29 条関係)

(5) 加入金を次のとおり改定する。(第 34 条関係)

水道メーターの口径	現 行	改定後
13mm	19,440 円 (18,000 円×1.08)	19,800 円 (18,000 円×1.10)
20mm	60,480 円 (56,000 円×1.08)	61,600 円 (56,000 円×1.10)
25mm	108,000 円 (100,000 円×1.08)	110,000 円 (100,000 円×1.10)
30mm	172,800 円 (160,000 円×1.08)	176,000 円 (160,000 円×1.10)
40mm	378,000 円 (350,000 円×1.08)	385,000 円 (350,000 円×1.10)
50mm	572,400 円 (530,000 円×1.08)	583,000 円 (530,000 円×1.10)
75mm	1,274,400 円 (1,180,000 円×1.08)	1,298,000 円 (1,180,000 円×1.10)
100mm	2,484,000 円 (2,300,000 円×1.08)	2,530,000 円 (2,300,000 円×1.10)
150mm以上	管理者が別に定める額	

(6) この条例の施行前に行われた技術士法第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、改正後の第 18 条の規定の適用については、同法第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなすこととする。(附則第 2 項関係)

(7) 3(2)の施行期日(以下「施行日」という。)前から継続して水道を使用している者については、(2)から(4)までの改正は、施行日以後最初の水道メーターの点検の日以後の水道の使用に係る料金から適用することとする。(附則第 3 項関係)

(8) (5)の改正は、施行日以後に完了する給水装置の新設工事又は増径工事に伴う加入金について適用することとする。ただし、平成 31 年 3 月 31 日までに申込みをし、施行日以後に完了する給水装置の新設工事又は増径工事に伴う加入金については、なお従前の例によることとする。(附則第 4 項関係)

3 施行期日

次に掲げる区分に応じ、次に定める日

(1) 2(1)の改正及び 2(6)の規定 平成 31 年 4 月 1 日

(2) 2(2)から(5)までの改正並びに 2(7)及び(8)の規定 平成 31 年 10 月 1 日

4 上越市水道事業給水条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改正案	改正前
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第18条 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学<u>(同法による専門職大学の前期課程を含む。)</u>又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後<u>(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)</u>、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>(6) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあっては1年以上、第2号の卒業生にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道_____を選択した者に限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第18条 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学_____又は_____又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後_____、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>(6) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法による_____大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあっては1年以上、第2号の卒業生にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道<u>又は水道環境</u>を選択した者に限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p>
<p>第19条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後<u>(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)</u>、同条第1号に規定する学校を卒業した者にあっては4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者<u>(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修</u></p>	<p>第19条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後_____、同条第1号に規定する学校を卒業した者にあっては4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者_____</p>

改正案

了した者) にあつては6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者にあつては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 略

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校の卒業者にあつては5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)にあつては7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者にあつては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5)及び(6) 略

(料金)

第29条 略

料金表

(1) 固定料金

水道メーターの口径		月額
使用水量5 ³ m ³ まで	13mm	1,232.00円
	20mm	2,288.00円
	25mm	2,398.00円
	30mm	7,282.00円
	40mm	28,204.00円
	50mm	55,880.00円
	75mm	56,980.00円
	100mm	177,100.00円
	150mm	180,070.00円

備考 略

(2) 従量料金

使用水量	1 ³ m ³ 当たり金額
6 ³ m ³ から10 ³ m ³ まで	56.10円

改正前

_____にあつては6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者にあつては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 略

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した_____

_____後、同条第1号に規定する学校の卒業者にあつては5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者_____

_____にあつては7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者にあつては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5)及び(6) 略

(料金)

第29条 略

料金表

(1) 固定料金

水道メーターの口径		月額
使用水量5 ³ m ³ まで	13mm	1,209.60円
	20mm	2,246.40円
	25mm	2,354.40円
	30mm	7,149.60円
	40mm	27,691.20円
	50mm	54,864.00円
	75mm	55,944.00円
	100mm	173,880.00円
	150mm	176,796.00円

備考 略

(2) 従量料金

使用水量	1 ³ m ³ 当たり金額
6 ³ m ³ から10 ³ m ³ まで	55.08円

改 正 案

1 1 m ³ から 2 0 m ³ まで	1 7 1 . 6 0 円
2 1 m ³ から 3 0 m ³ まで	1 8 3 . 7 0 円
3 1 m ³ から 1 0 0 m ³ まで	2 1 2 . 3 0 円
1 0 1 m ³ 以上	2 5 8 . 5 0 円

備考

1 略

2 この表にかかわらず、公衆浴場の用に供する場合にあっては、1立方メートル当たり71.50円（税を含む。）とする。

（加入金）

第34条 略

水道メータ ーの口径	金 額
1 3 mm	1 9 , 8 0 0 円
2 0 mm	6 1 , 6 0 0 円
2 5 mm	1 1 0 , 0 0 0 円
3 0 mm	1 7 6 , 0 0 0 円
4 0 mm	3 8 5 , 0 0 0 円
5 0 mm	5 8 3 , 0 0 0 円
7 5 mm	1 , 2 9 8 , 0 0 0 円
1 0 0 mm	2 , 5 3 0 , 0 0 0 円
1 5 0 mm 以上	管理者が別に定める額

備考 略

2及び3 略

改 正 前

1 1 m ³ から 2 0 m ³ まで	1 6 8 . 4 8 円
2 1 m ³ から 3 0 m ³ まで	1 8 0 . 3 6 円
3 1 m ³ から 1 0 0 m ³ まで	2 0 8 . 4 4 円
1 0 1 m ³ 以上	2 5 3 . 8 0 円

備考

1 略

2 この表にかかわらず、公衆浴場の用に供する場合にあっては、1立方メートル当たり70.20円（税を含む。）とする。

（加入金）

第34条 略

水道メータ ーの口径	金 額
1 3 mm	1 9 , 4 4 0 円
2 0 mm	6 0 , 4 8 0 円
2 5 mm	1 0 8 , 0 0 0 円
3 0 mm	1 7 2 , 8 0 0 円
4 0 mm	3 7 8 , 0 0 0 円
5 0 mm	5 7 2 , 4 0 0 円
7 5 mm	1 , 2 7 4 , 4 0 0 円
1 0 0 mm	2 , 4 8 4 , 0 0 0 円
1 5 0 mm 以上	管理者が別に定める額

備考 略

2及び3 略

所 管 委 員 会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	議案第38号
提 出 課	総務課

上越市液化石油ガス供給条例の一部改正について

1 改正理由

本年10月からの消費税率の引上げを受け、液化石油ガス供給に係る料金を改定するもの

2 改正内容

(1) 液化石油ガスの料金を次のとおり改定する。(別表関係)

	現 行	改定後
基本料金	918.00 円 (850 円×1.08)	935.00 円 (850 円×1.10)
従量料金 (2 m ³ を超える使用量につき 1 m ³ 当たり)	399.60 円 (370 円×1.08)	407.00 円 (370 円×1.10)

(2) この条例の施行の日前から引き続き液化石油ガスの使用者については、(1)の改正は、同日以後最初の検針日以後の液化石油ガスの使用に係る料金から適用することとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

平成31年10月1日

4 上越市液化石油ガス供給条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案			改 正 前		
別表(第8条関係)			別表(第8条関係)		
使用量の区分	基本料金	従量料金	使用量の区分	基本料金	従量料金
2 m ³ 以下	<u>935.00 円</u>	—	2 m ³ 以下	<u>918.00 円</u>	—
2 m ³ 超	<u>935.00 円</u>	2 m ³ を超える使用量につき 1 m ³ 当たり <u>407.00 円</u>	2 m ³ 超	<u>918.00 円</u>	2 m ³ を超える使用量につき 1 m ³ 当たり <u>399.60 円</u>
備考 略			備考 略		

所 管 委 員 会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	議案第39号
提 出 課	総務課

上越市水道用水供給事業給水条例の一部改正について

1 改正理由

本年10月からの消費税率の引上げを受け、水道用水供給に係る料金を改定するもの

2 改正内容

- (1) 給水料金の額に係る消費税率を「100分の108」から「100分の110」に改める。(第7条関係)
- (2) (1)の改正は、平成31年10月の使用に係る給水料金から適用し、同年9月までの使用に係る給水料金については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

平成31年10月1日

4 上越市水道用水供給事業給水条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(給水料金)</p> <p>第7条 給水料金は、次に掲げるところにより算出した料金の合計額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(給水料金)</p> <p>第7条 給水料金は、次に掲げるところにより算出した料金の合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>

所 管 委 員 会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	議案第 4 0 号
提 出 課	総務課

上越市工業用水道事業給水条例の一部改正について

1 改正理由

本年 1 0 月からの消費税率の引上げを受け、工業用水道給水に係る料金を改定するもの

2 改正内容

- (1) 工業用水道の基本料金及び超過料金の使用水量単価を次のとおり改定する。(第 2 7 条関係)

区 分	単 位	現 行	改定後
基本料金	料金算定期間の基本 使用水量 1 m ³ につき	30. 24 円 (28 円×1. 08)	30. 80 円 (28 円×1. 10)
超過料金	超過使用水量 1 m ³ に つき	32. 40 円 (30 円×1. 08)	33. 00 円 (30 円×1. 10)

- (2) メーターの使用料金を次のとおり改定する。(第 2 7 条関係)

メーターの口径	単 位	現 行	改定後
7 5 mm以下	1 個 1 月につき	3, 240 円 (3, 000 円×1. 08)	3, 300 円 (3, 000 円×1. 10)
1 0 0 mm		5, 400 円 (5, 000 円×1. 08)	5, 500 円 (5, 000 円×1. 10)
1 5 0 mm		16, 200 円 (15, 000 円×1. 08)	16, 500 円 (15, 000 円×1. 10)

- (3) この条例の施行の日前から継続して工業用水道を使用している者については、(1) 及び(2)の改正は、同日以後最初のメーターの検針の日以後の工業用水道の使用に係る料金から適用することとする。(附則第 2 項関係)

3 施行期日

平成 3 1 年 1 0 月 1 日

4 上越市工業用水道事業給水条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案			改 正 前		
(料金及びメーター使用料) 第 2 7 条 略			(料金及びメーター使用料) 第 2 7 条 略		
区 分	単 位	使用水量単価	区 分	単 位	使用水量単価
基 本 料 金	料金算定期間の 基本使用水量 1 m ³ につき	3 0 . 8 0 円	基 本 料 金	料金算定期間の 基本使用水量 1 m ³ につき	3 0 . 2 4 円
超 過 料 金	超過使用水量 1 m ³ につき	3 3 . 0 0 円	超 過 料 金	超過使用水量 1 m ³ につき	3 2 . 4 0 円

改 正 案		改 正 前	
備考 略		備考 略	
2 略		2 略	
メーターの口径	メーター使用料金（1 個1月につき）	メーターの口径	メーター使用料金（1 個1月につき）
75mm以下	3,300円	75mm以下	3,240円
100mm	5,500円	100mm	5,400円
150mm	16,500円	150mm	16,200円
備考 略		備考 略	

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第11号
提出課	総務課

平成31年度上越市ガス事業会計予算の概要

ポイント

- ・平成30年度に改定した第2次ガス事業中期経営計画に基づき予算編成を行った。
- ・ガス供給量は、過去の使用実績や今後の需要見込みを契約種別ごとに推計し、前年度供給量より147,281m³ (0.2%) 増の60,472,617m³とした。
- ・ガス売上は、原料価格の変動に伴う調整単位料金の上昇を反映し、前年度に比べ8億8,723万円 (17.3%) 増の60億324万円を見込む。
- ・当年度純利益は、2億5,314万円 (前年度に比べ8.0%減) を予定。
- ・建設改良費は、前年度に比べ1億562万円 (8.5%) 増の総額13億4,328万円を計上。
経年管更新事業や低圧導管耐震化事業など主要事業が完了したものの、団地造成工事や下水道関連工事などの増加を見込む。
- ・ガス水道局庁舎新築工事費を計上 (工期：平成31年度～32年度)。

1 業務の概要

単位：戸、m³、%

区 分	平成30年度		平成31年度	増減率	
	当初予算	補正後予算	当初予算	当初予算	補正後予算
供給戸数(調定件数)	46,318	46,318	46,434	0.3	0.3
年間供給量(45.0MJ)	60,325,336	60,325,336	60,472,617	0.2	0.2
一日平均供給量(45.0MJ)	165,275	165,275	165,226	△0.0	△0.0

2 予算の概要

(1) 収益的収支の状況

単位：千円、%

区 分	平成30年度		平成31年度	増減率		
	当初予算	補正後予算	当初予算	当初予算	補正後予算	
収 入	ガス売上	5,116,015	6,132,651	6,003,246	17.3	△ 2.1
	営業雑収益	342,119	342,119	772,325	125.7	125.7
	附帯事業収益	7,334	7,334	5,959	△ 18.7	△ 18.7
	営業外収益	458,994	458,994	403,523	△ 12.1	△ 12.1
	繰入金	5,856	5,856	4,602	△ 21.4	△ 21.4
	長期前受金戻入	414,327	414,327	359,119	△ 13.3	△ 13.3
	その他	38,811	38,811	39,802	2.6	2.6
収入計	5,924,462	6,941,098	7,185,053	21.3	3.5	
支 出	営業費用	5,090,824	6,177,494	5,964,860	17.2	△ 3.4
	売上原価	2,715,609	3,806,094	3,750,732	38.1	△ 1.5
	職員給与費	318,115	314,595	331,232	4.1	5.3
	修繕費等	141,400	141,400	140,838	△ 0.4	△ 0.4
	委託料	176,865	176,865	187,084	5.8	5.8
	需要開発費	13,456	13,456	11,227	△ 16.6	△ 16.6
	減価償却費	1,533,475	1,533,475	1,445,548	△ 5.7	△ 5.7
	その他	191,904	191,609	98,199	△ 48.8	△ 48.8
	営業雑費用	335,952	335,934	738,718	119.9	119.9
	附帯事業費用	8,495	8,495	5,952	△ 29.9	△ 29.9
	営業外費用	138,678	131,895	135,860	△ 2.0	3.0
	支払利息	62,089	62,089	54,827	△ 11.7	△ 11.7
	雑支出	787	787	0	皆減	皆減
	消費税及び 地方消費税	75,802	69,019	81,033	6.9	17.4
	特別損失等	1,310	1,310	1,090	△ 16.8	△ 16.8
支出計	5,575,259	6,655,128	6,846,480	22.8	2.9	
収支差引 (純利益)	349,203 (275,287)	285,970 (210,775)	338,573 (253,145)			

(2) 資本的収支の状況

単位：千円、%

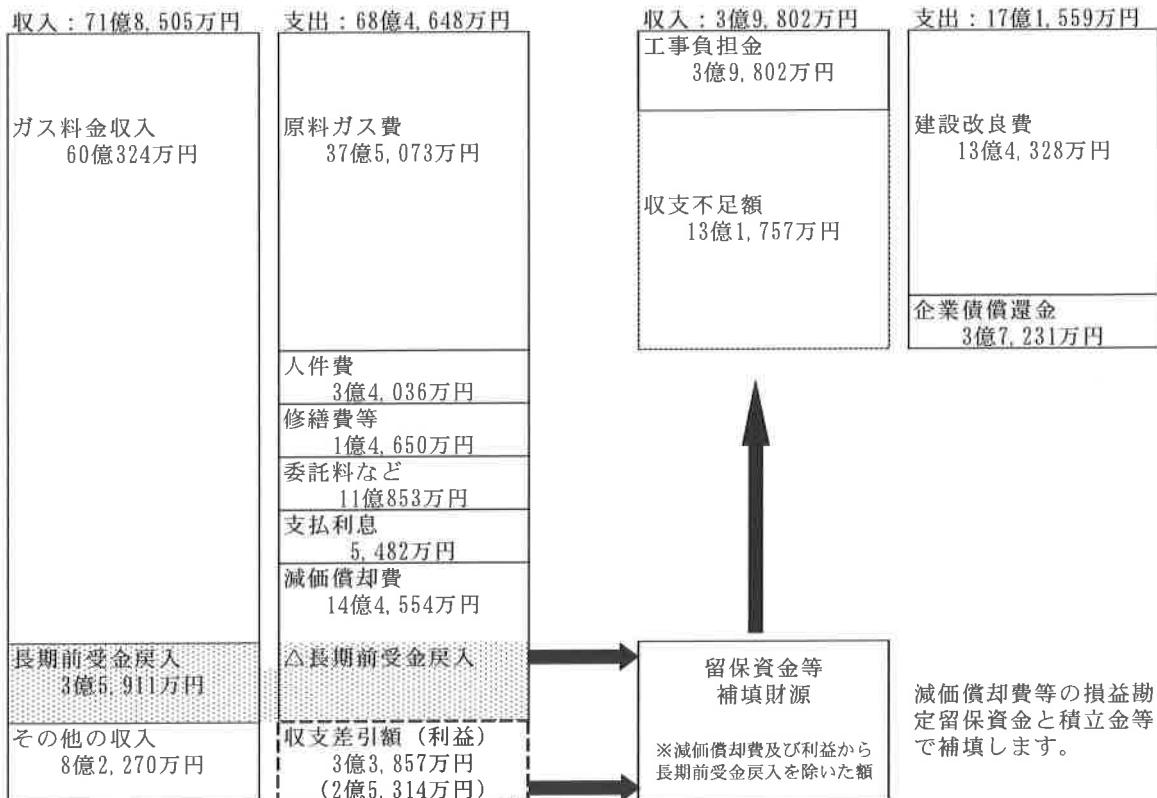
区 分	平成30年度		平成31年度	増 減 率			
	当初予算	補正後予算	当初予算	当初予算	補正後予算		
収入	工事負担金		244,829	261,389	398,024	62.6	52.3
	収入計		244,829	261,389	398,024	62.6	52.3
支 出	建設改良費		1,237,658	1,252,474	1,343,286	8.5	7.3
	建 物		58,358	58,358	145,695	149.7	149.7
	機 械 装 置		204,554	204,554	0	皆減	皆減
	ガスメーター		12,366	12,366	17,412	40.8	40.8
	導管本支管		860,314	875,524	1,035,809	20.4	18.3
	導管供給管		71,365	70,971	108,224	51.6	52.5
	そ の 他		30,701	30,701	36,146	17.7	17.7
	企業債償還金		394,651	394,651	372,312	△ 5.7	△ 5.7
	支 出 計		1,632,309	1,647,125	1,715,598	5.1	4.2
	差 引 不 足 額		1,387,480	1,385,736	1,317,574		
上 記 財 源 内 訳	損 益 勘 定 留 保 資 金 等		1,243,480	1,244,736	1,182,574		
	積 立 金		144,000	141,000	135,000		
	計		1,387,480	1,385,736	1,317,574		

平成31年度予算の状況

【税込：万円未満省略】

収益的収支

資本的収支



3 収益的収支

(1) 収益的収入

単位：千円

項 目	本 年 度	前 年 度	比 較
ガ ス 売 上 (料 金 収 入)	6,003,246	5,116,015	887,231

- 予定年度末供給戸数 46,434戸
 - ・平成30年度予定供給戸数46,318戸に対し、116戸(0.3%)増加の見込み。
- 予定年間供給量 60,472,617m³
 - ・平成30年度当初予定供給量60,325,336m³に対し、147,281m³(0.2%)増加の見込み。
 - ・一般契約は、平成17年度から平成30年度の供給量の推移から算出。
 - ・選択契約は、予定供給件数に直近5年平均の1件当たりの供給量を乗じて算出。
 - ・大口契約は、各需要家の計画年間使用量を供給量として見込む。
- ガス売上
 - ・契約種別ごとの予定年間供給量に販売単価を乗じて算出。

ガス供給量 (45.0MJ)

(単位：m³)

	本 年 度	前 年 度	比 較
一般契約	19,656,646	22,374,189	△ 2,717,543
選択契約	10,864,152	10,497,881	366,271
(小型空調)	1,017,622	935,512	82,110
(空調)	739,151	734,309	4,842
(天然ガススタンド)	16,779	22,519	△ 5,740
(時間帯別B)	4,933,831	5,174,368	△ 240,537
(家庭用温水暖房)	1,769,538	1,646,951	122,587
(融雪)	558,345	378,671	179,674
(小型空調パッケージ)	1,153,006	954,443	198,563
(コージェネレーション)	648,181	615,131	33,050
(家庭用コージェネレーション)	27,699	35,977	△ 8,278
大口契約	29,951,819	27,453,266	2,498,553
合 計	60,472,617	60,325,336	147,281

単位：千円

項 目	本 年 度	前 年 度	比 較
営 業 雑 収 益	772,325	342,119	430,206

- 予定工事件数
 - ・新設工事で327件、改造・増設工事で542件を予定。
 - ・他に小中学校等の空調設備導入で34件を予定。

単位：千円

項目	本年度	前年度	比較
附帯事業収益 (液化石油ガス販売)	5,959	7,334	△ 1,375

○液化石油ガス供給戸数	大潟区 177 戸		
○液化石油ガス供給量	12,896 m ³		
○収益内訳 (千円)	液化石油ガス売上	5,453	
	受注工事収益	288	
	長期前受金戻入	218	
		<u>5,959</u>	

単位：千円

項目	本年度	前年度	比較
繰入金	4,602	5,856	△ 1,254

○職員の児童手当に係る一般会計負担金

3歳に満たない児童に係る給付に要する経費の15分の8及び3歳以上中学校修了前の児童に係る給付に要する経費等の合計額。

単位：千円

項目	本年度	前年度	比較
長期前受金戻入	359,119	414,327	△ 55,208

○長期前受金戻入

現金収入を伴わない収益で、長期前受金に対する平成31年度分の収益化額。

※長期前受金・・・下水道工事等に伴う導管移設に係る工事負担金又は一般会計からの繰入金などの財源。

財源	本年度	前年度	比較
補助金	0	221	△ 221
工事負担金	343,985	396,407	△ 52,422
受贈財産評価額	398	3,186	△ 2,788
繰入金	14,736	14,513	223
合計	359,119	414,327	△ 55,208

単位：千円

項 目	本 年 度	前 年 度	比 較
そ の 他	39,802	38,811	991

○受取利息 295 千円

資金運用による定期預金利息及び貸付金利息。

○雑収益 39,507 千円

下水道受託収益及び補償修繕収益など。

(2) 収益的支出（中期経営計画主要事業は事業名に◎印）

単位：千円

事 業 名	本 年 度	前 年 度	比 較
原料ガス購入業務	3,750,732	2,715,609	1,035,123

経費内訳

売上原価 3,750,732

【概要】

都市ガスを安定的に供給するために原料ガスを確保する。

ガス購入量 (41.8605MJ)

(単位：m³)

	本 年 度	前 年 度	比 較
一般契約	21,168,627	23,621,805	△ 2,453,178
選択契約	10,628,685	10,294,630	334,055
(小型空調)	1,047,035	962,548	84,487
(空調)	742,885	730,434	12,451
(天然ガススタンド)	17,265	23,170	△ 5,905
(時間帯別B)	5,076,425	5,323,913	△ 247,488
(家庭用温水暖房)	1,292,437	1,221,340	71,097
(融雪)	569,005	381,752	187,253
(小型空調パッケージ)	1,186,333	982,029	204,304
(コージェネレーション)	666,915	632,910	34,005
(家庭用コージェネレーション)	30,385	36,534	△ 6,149
大口契約	30,817,453	28,246,697	2,570,756
合 計	62,614,765	62,163,132	451,633

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
供給所運転管理業務	12,601	23,688	△ 11,087

経費内訳

備用品費	3,211	保険料	208
修繕費	2,583	通信運搬費	1,522
動力費	208	委託料	2,945
光熱燃料費	525	手数料	128
使用ガス費	1,271		

【目的】

ガス供給所の維持管理等の実施及び定期的な点検整備により、施設等の長期使用に努め、施設の更新需要の抑制を図る。

【概要】

定期的な点検整備を実施し、適正な運転管理に努める。ガスホルダー定期検査等の修繕費が減少したことから、前年度に比べ事業費が減少。

<主な費用>

備用品費	付臭剤	3,114千円
修繕費	南部ガス供給所非常用自家発電設備移設工事	2,200千円
委託料	柿崎ガス供給所電気計装設備定期点検業務委託	2,134千円
通信運搬費	各供給所専用回線使用料	1,096千円

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
◎ 供給所統廃合事業	0	25,154	△ 25,154

【目的】

老朽化した北本町ガス供給所を廃止することにより、コストの軽減及び施設の効率化を図る。

【概要】

平成26年度に南部ガス供給所の受入設備増強工事を実施後、北本町ガス供給所の原料ガスの受入を停止した。平成29年度にガスホルダーを解体し、平成30年度に北本町ガス供給所管理棟等を解体したことから事業を完了した。

なお、平成27年度に実施した土壌調査において、北本町ガス供給所で有害物質が検出されたことに伴い、供給施設維持管理業務で、地下水水質調査を継続する。

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
供給施設維持管理業務	75,274	90,090	△ 14,816

経費内訳

報酬	2,074	保険料	283
備用品費	577	通信運搬費	1,394
修繕費	11,193	委託料	35,079
特別修繕引当金繰入額	13,000	手数料	471
動力費	115	印刷製本費	240
光熱燃料費	3,085	租税課金	52
使用ガス費	221	雑費	5
賃借料	544	固定資産除却費	6,941

【目的】

地区整圧器室、整圧器の維持管理等の実施及び定期的な点検整備により、施設等の長期使用に努め、施設の更新需要の抑制を図る。

【概要】

整圧器等施設の定期的な点検整備を実施し、適正な維持管理に努める。旧大瀧区営業所解体工事等の撤去費が減少したことから、前年度に比べ事業費が減少。

<主な費用>

報酬	非常勤一般職 1人	2,052 千円
修繕費	地区整圧器室避雷対策工事	3,090 千円
	大豆分岐室改修工事	2,750 千円
	北部営業所非常用発電機設置工事	1,383 千円
	大貫4丁目整圧器室建物修繕工事	1,248 千円
委託料	維持管理業務委託	14,418 千円
	中圧ガス導管防食状況調査業務委託	9,570 千円
	供給所可燃性ガス検知警報機定期点検業務委託	1,811 千円
	春日山供給所付臭ポンプ点検整備業務委託	1,296 千円
	北本町ガス供給所地下水水質調査業務委託	181 千円
固定資産除却費	稲田光明寺整圧器室解体工事	4,400 千円
	柿崎区上下浜地内廃止中圧管撤去工事	2,541 千円

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
ガス管修繕業務	43,088	45,777	△ 2,689
経費内訳			
報酬	2,646	保険料	113
備用品費	1,078	印刷製本費	227
修繕費	39,010	租税課金	14
<特定財源>			
その他雑収益	1,821		
【目的】			
ガス漏えい及び導管に係る事故の未然防止と拡大防止を図る。			
【概要】			
ガス事業関係法令並びにガス漏えい及びガス事故等処理要領に基づくガス導管故障箇所の調査修繕を実施する。			
<主な費用>			
修繕費	責任修繕工事委託		28,634 千円
	責任修繕工事舗装本復旧		4,352 千円
	補償修繕工事委託		1,267 千円

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
ガスメーター取替業務	91,445	81,820	9,625
経費内訳			
報酬	1,959	光熱燃料費	4
備用品費	51	委託料	17,032
修繕費	72,399		
【目的】			
計量法に基づき、検定満期を迎えたガスメーターを取り替える。			
【概要】			
平成31年度に検定満期を迎えるガスメーターを取り替える。			
<主な費用>			
修繕費	取替用ガスメーター（予定数5,203個）		70,902 千円
委託料	取替業務委託		17,032 千円

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
受注工事業務	729,566	326,646	402,920
経費内訳			
報酬	1,472	保険料	29
備用品費	294	通信運搬費	16
修繕費	5,670	委託料	1,440
光熱燃料費	71	工事請負費	718,503
賃借料	439	器具販売原価	1,632
<特定財源>			
受注工事収益	729,566		
【目的】			
安全で安定した供給を行うための装置工事の施工に係る管理を行う。			
【概要】			
申込みのあった内管工事の設計審査及び竣工時の検査を実施するとともに、適正な施工となるよう指定工事業者に対して指導・監督を行う。平成31年度は、小中学校等の空調設備の導入及び消費税率引上げに伴う駆け込み需要による工事件数の増加を見込んだため、前年度より事業費が増加。			
<主な費用>			
報酬	非常勤一般職 1人		1,472 千円
修繕費	受注修繕工事委託		5,456 千円
委託料	工事受付システム維持管理費		1,440 千円
工事請負費	受注工事請負費		718,503 千円

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
液化石油ガス販売事業	5,952	8,495	△ 2,543
経費内訳			
売上原価	3,567	委託料	591
備用品費	87	手数料	65
旅費交通費	2	印刷製本費	12
修繕費	986	負担金及び補助	61
光熱燃料費	33	雑費	38
賃借料	49	減価償却費	236
保険料	12	工事請負費	167
通信運搬費	46		
<特定財源>			
液化石油ガス売上	5,446	長期前受金戻入	218
液化石油ガス受注工事収益	288		
【目的】			
液化石油ガスを安全で安定的に供給する。			
【概要】			
液化石油ガス供給施設（大瀧区）の維持管理を適正に行い、安全で安定的にガス供給をする。			
供給戸数 177戸（対前年度比1戸の減）			
販売量 12,896m ³ （対前年度比510m ³ 、3.8%の減）			

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
◎白ガス灯外内管対策	1,155	489	666
経費内訳			
委託料	1,155		
【目的】 需要家の敷地に埋設された経年埋設内管(白ガス管)を耐震性・耐腐食性に優れたポリエチレン管へ入れ替えすることで、ガス漏れ事故の防止及び耐震性の向上を図る。			
【概要】 需要家に対し、改善工事の趣旨を周知・説明し、白ガス灯外内管の削減を図る。 改善折衝は、4年に1回の頻度で行う消費機器調査及び内管検査と合わせて行う。 ※灯外内管：道路境界からガスメーターまでのガス管			
＜主な費用＞			
委託料	白ガス管折衝業務委託 (折衝件数 1,365件)		1,155 千円

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
◎ガス管漏えい検査	4,280	4,187	93
経費内訳			
委託料	4,280		
【目的】 道路に埋設されているガス管の漏えい検査を実施し、安全で安定した供給を確保する。			
【概要】 ガス供給エリアを4ブロックに分割し、ガス事業法に基づき4年に1回の頻度で計画的に漏えい検査を行う。平成31年度は合併前上越市の一部を予定。			
＜主な費用＞			
委託料	導管漏えい検査業務委託 (検査延長 151,243m)		4,280 千円

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
◎ 定期保安調査	40,250	44,810	△ 4,560
経費内訳			
報酬	1,508	委託料	35,583
備用品費	265	手数料	12
修繕費	892	印刷製本費	1,791
光熱燃料費	43	租税課金	7
保険料	28	需要開発費	105
通信運搬費	16		
【目的】			
ガス事業法に基づく消費機器調査及び内管検査を実施して、漏えいや消費機器の不備による事故を未然に防止することで、需要家の安全なガス使用を確保する。			
【概要】			
ガス事業法に基づき、4年に1回の頻度で消費機器調査及び内管検査を実施。			
＜定期保安調査件数＞			
戸建一般需要家検査		8,375 件	
集合一般需要家検査		2,920 件	
業務用需要家検査		215 件	
閉栓灯外内管検査		1,969 件	
不在需要家訪問		580 件	
		14,059 件	

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
マッピングシステム整備業務	2,843	3,451	△ 608
経費内訳			
報酬	1,787	修繕費	54
備用品費	20	委託料	982
【目的】			
ガス水道管路情報システム(マッピング)の管理を行い、ガス施設の維持管理及び将来計画に活用する。			
【概要】			
工事竣工に伴うガス管情報の修正などを行い、システムを適正に維持管理する。			
＜主な費用＞			
報酬	非常勤一般職 1人		1,787 千円
委託料	マッピングシステムソフト保守		982 千円

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
都市ガスPR活動業務	8,294	10,179	△ 1,885

経費内訳

報酬	264	通信運搬費	55
備用品費	71	手数料	23
修繕費	199	租税課金	10
光熱燃料費	90	需要開発費	7,520
保険料	62		
＜特定財源＞			
その他雑収益	182		

【目的】

クリーンなエネルギーで供給安定性の高い都市ガスを幅広くPRすることで、新規の業務用及び家庭用の販売拡大を目指すとともに、既存需要家の都市ガス離れの防止を図る。

【概要】

家庭用ガス販売では、新築住宅の都市ガス採用を拡大するため、住宅販売会社等のサブユーザーへの営業活動やメディアを活用したPRなどを行う。既築住宅については料金プランなどを提案し、都市ガスの良さや便利さ、安全性、経済性について情報発信を行う。

業務用ガス販売は、新規開拓による大口需要家の獲得を目指し、重油等の他燃料を使用している工場などに対し、都市ガスへの燃料転換を勧める。

また、前年度に引き続き市内の空き店舗において期間限定で開設する「まちなかショールーム」や「ガス水道フェア」を開催し、ガスの安全性・利便性をPRする。



まちなかショールームでの調理実演



物産センターでのガス水道フェア

＜主な費用＞

需要開発費	ガス水道フェア経費	2,510 千円
	ガス広告経費	1,905 千円
	まちなかショールーム経費	1,768 千円

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
◎都市ガス機器設置助成金	3,602	3,596	6
経費内訳			
需要開発費	3,602		
【目的】			
人口減少やオール電化等の他燃料との競合などにより減少傾向にある家庭用ガス販売量維持のため、都市ガス機器設置に対し助成金を交付する。			
【概要】			
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム「エネファーム」と省エネ型高効率給湯器「エコジョーズ」の設置費の助成を行い、温水暖房等の利用による家庭用ガス販売量の拡大を図る。 エネファーム助成金は、前年度に引き続き助成額を40万円/台とする。 エコジョーズ助成金についても、前年度と同様の助成制度とする。			
＜主な費用＞			
エネファーム	400 千円/台	× 3 台	= 1,200 千円
エコジョーズ	30 千円/台	× 35 台	= 1,050 千円
(温水暖房機器同時設置の場合)			
エコジョーズ	20 千円/台	× 50 台	= 1,000 千円
(温水暖房機能付本体設置の場合)			

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
料金徴収委託業務	92,690	85,279	7,411
経費内訳			
備用品費	163	委託料	82,116
修繕費	83	手数料	187
賃借料	2,181	雑費	644
通信運搬費	7,316		
＜特定財源＞			
その他雑収益	32,287		
【目的】			
民間ノウハウを活用することで、事務効率の向上とお客様サービスの充実を図る。			
【概要】			
民間事業者に包括的な料金徴収業務委託を実施し、収納率の維持向上を目指すとともに、チェック機能の確保に留意しながら、業務レベルの向上に継続して取り組む。 委託期間：平成27年4月～平成32年3月（5年間）			
＜主な費用＞			
賃借料	料金システムリース料		2,181 千円
通信運搬費	料金納入令書郵送料		7,171 千円
委託料	料金等徴収業務委託		68,177 千円
	料金口座振替及びコンビニ収納手数料		7,451 千円

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
無線設備管理業務	84	363	△ 279
経費内訳			
修繕費	54	手数料	30
【目的】 ガス漏えい対応や災害時などにおける緊急連絡用無線設備を適正に維持管理する。			
【概要】 電波法に基づく許可申請及び設備の維持管理を行う。			
＜主な費用＞			
修繕費	無線機器等修理費		54 千円
手数料	無線局電波利用料		30 千円

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
局ネットワーク管理業務	4,006	3,520	486
経費内訳			
備用品費	75	通信運搬費	27
修繕費	110	委託料	3,630
賃借料	164		
【目的】 局のネットワーク、サーバ等について、セキュリティを含め適正に維持管理する。			
【概要】 局のネットワーク及び機器等の設定及び管理を適正に行う。			
＜主な費用＞			
委託料	電算処理運用支援業務委託		2,642 千円
	局内イントラネット保守委託		919 千円

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
入札業務	2,259	2,310	△ 51
経費内訳			
報酬	1,534	委託料	7
備用品費	19	印刷製本費	9
賃借料	18	負担金及び補助	672
【目的】			
建設工事等について、透明性、公平性及び競争性の高い入札を適正かつ円滑に執行する。			
【概要】			
事業者に対する利便性の向上及び入札業務の事務軽減を図るため、全ての建設工事及び建設コンサルタント等業務委託を対象に引き続き電子入札を実施する。			
＜主な費用＞			
報酬	非常勤一般職 1人		1,534 千円
負担金及び補助	電子入札システム使用負担金		648 千円

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
庁舎維持管理業務	9,017	8,708	309
経費内訳			
備用品費	210	保険料	25
修繕費	1,099	通信運搬費	620
光熱燃料費	2,379	委託料	2,843
使用ガス費	414	手数料	1,321
賃借料	64	雑費	42
＜特定財源＞			
その他雑収益	2,844		
【目的】			
本局庁舎の適切な維持管理により執務環境を確保する。			
【概要】			
本局庁舎施設及び設備の定期的な保守点検等を実施し、庁舎環境の安全確保に努める。また、庁舎設備の故障等に速やかに対応する。			
＜主な費用＞			
光熱燃料費	庁舎電気料金		1,334 千円
委託料	庁舎維持管理業務委託		1,830 千円

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
経理業務	2,658	2,452	206
経費内訳			
報酬	1,568	印刷製本費	18
委託料	1,062	負担金及び補助	10
【目的】			
地方公営企業法を始めとする関係法令に基づき適正な会計処理を行うことにより、事業経営の健全性を維持する。			
【概要】			
上越市ガス水道事業会計規程に基づく経理処理を行うとともに、会計システムの適正な管理を行う。			
＜主な費用＞			
報酬	非常勤一般職 1人		1,568 千円
委託料	企業会計システム保守		1,062 千円

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
◎ 職員研修	1,982	2,105	△ 123
経費内訳			
報酬	146	手数料	42
備用品費	87	負担金及び補助	705
旅費交通費	1,002		
【目的】			
外部研修、内部研修を通じて職員の知識及び技術力の向上を図る。			
【概要】			
職員の技術や知識の向上・継承のため、ガス管接続を行う実地研修などの内部研修や日本ガス協会等が主催する外部研修へ参加する。また、技術資格を取得するために必要な助成措置を講ずる。			
＜主な費用＞			
旅費交通費	研修会旅費交通費		1,002 千円
負担金及び補助	研修会参加費等		705 千円

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
その他営業費用	1,818,600	1,937,237	△ 118,637

経費内訳

報酬	1,903	保険料	1,232
給料	153,403	通信運搬費	80
手当	80,877	委託料	370
賞与引当金繰入額	20,005	手数料	154
法定福利費	49,208	印刷製本費	76
法定福利費引当金繰入額	3,904	交際費	139
厚生福利費	541	負担金及び補助	4,643
退職給付費	27,975	食糧費	28
備用品費	5,649	租税課金	7
旅費交通費	1,354	貸倒引当金繰入額	345
修繕費	162	雑費	661
光熱燃料費	506	固定資産除却費	19,284
使用ガス費	36	減価償却費	1,445,548
賃借料	510		

【概要】

ガス事業を運営管理することに附帯して生ずる業務を行う。

<主な費用>

職員給与費（営業費用に係る職員分）

単位：千円

年度	職員数	給料	手当	退職給付費	法定福利費	合計
本年度	38人	153,403	96,742	27,975	53,112	331,232
前年度	38人	153,099	95,505	16,628	52,883	318,115
比較	0人	304	1,237	11,347	229	13,117

※手当は児童手当を除く。

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
その他営業雑費用	9,152	9,306	△ 154

経費内訳

給料	4,435	法定福利費	1,471
手当	2,496	法定福利費引当金繰入額	120
賞与引当金繰入額	610	厚生福利費	20
<特定財源>			
受注工事収益	9,152		

【概要】

申込みのあった内管工事の設計審査及び竣工検査を実施するとともに、適切な施工となるよう指定工事業者に対して指導・監督を行う。

<主な費用>

職員給与費（営業雑費用に係る職員分）

単位：千円

年度	職員数	給料	手当	法定福利費	合計
本年度	1人	4,435	3,106	1,591	9,132
前年度	1人	4,402	3,062	1,662	9,126
比較	0人	33	44	△ 71	6

※手当は児童手当を除く。

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
支払利息	54,827	62,089	△ 7,262

経費内訳

企業債利息	54,827		
-------	--------	--	--

【目的】

既発行企業債に係る利息を確実に支払うとともに、新規発行を抑制して支払利息の削減を行い、将来の財務負担を軽減する。

【概要】

中長期的な経営収支見通しに基づき、内部留保資金を活用し企業債の新規発行を行わないことにより、支払利息額が着実に減少することに努める。

<支払先>

財務省	24,833 千円
地方公共団体金融機構	29,994 千円

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
その他営業外費用	82,123	77,899	4,224
経費内訳			
消費税及び地方消費税	81,033	予備費	1,000
固定資産売却損	90		
【概要】			
＜主な費用＞			
消費税及び地方消費税			81,033 千円

4 資本的収支

(1) 資本的収入

単位：千円

項目	本年度	前年度	比較
工事負担金	398,024	244,829	153,195

○下水道工事等に伴う移設補償費及び団地造成等に伴う導管布設負担金

区分	本年度	前年度	比較
区画整理団地等	88,672	40,817	47,855
一般他工事関連	10,246	18,122	△ 7,876
下水道関連	297,825	184,900	112,925
その他工事等	1,281	990	291
合計	398,024	244,829	153,195

(2) 資本的支出

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
◎ 供給施設更新事業	0	213,454	△ 213,454
【目的】 老朽化したガス供給施設の更新を行い、安全で安定した供給を図る。			
【概要】 計画耐用年数による更新を基本として、更新費用の抑制を図るとともに、効率的に供給施設の更新を行ってきたが、平成31年度は該当する整圧器等の更新がないため、事業費の計上はない。			

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
◎ 経年管更新事業	0	16,596	△ 16,596
【目的】 白ガス管及び低圧・中圧ジュート巻鋼管などの経年管について更新を行い、保安レベルを向上し、安全で安定した供給を図る。			
【概要】 国が早期に入替えを要するとしている経年管については、計画事業量を上回る更新を実施してきた結果、計画よりも2年前倒しの平成30年度で事業を完了した。			

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
◎ 低圧導管耐震化事業	0	253,505	△ 253,505
【目的】 地震等による供給停止区域を縮小し災害復旧期間を短縮するため、低圧導管の耐震化を進め、災害に強いガス供給網を構築し、安全で安定した供給を図る。			
【概要】 日本ガス協会が定める耐震化率の集計方法が変更になり、平成30年度見込みでの耐震化率が、他工事と関連する箇所（108m）を除き100%となることから事業を完了した。			

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
◎中圧導管網整備事業	0	1,350	△ 1,350

【目的】

ガス供給所間を結ぶ中圧導管網を整備することにより、ガス輸送能力の向上と相互融通による効率化を図り、安全で安定した供給ネットワークを構築する。

【概要】

計画していた南部ガス供給所及び北本町ガス供給所周辺の整備が完了したことから事業を完了した。

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
設計業務	25,954	10,308	15,646

経費内訳

工具器具備品	5,859	ソフトウェア	11,000
導管本支管	9,095		

【目的】

ガス本支管工事の設計を行い、設計図及び設計書を作成する。

【概要】

CAD設計積算システムを使用して設計積算を行うとともに、業務の一部について業務委託により実施する。平成31年度は、システムサーバーOSのサポート終了に伴いCAD設計積算システムを更新するため、前年度に比べ事業費が増加。

<主な費用>

工具器具備品	設計積算システム用パソコン14台更新	4,396千円
導管本支管	本支管工事設計業務委託	7,162千円
ソフトウェア	設計積算システム更新	11,000千円